

平成 31 年度 静岡県立観音山少年自然の家 利用受入れ要領

1 利用対象期間

平成 31 年 4 月 8 日から平成 32 年 3 月 28 日まで

2 利用対象団体

- (1) 義務教育諸学校、幼稚園、保育園、こども園、高等学校、大学等
- (2) 少年団体、家族
- (3) 静岡県教育委員会が許可した団体

3 定員 200 人程度

4 使用料

	区 分	使 用 料	備 考
1	生徒・児童・幼児	1 人 1 泊 150 円	幼・小・中学校の在学者並びにこれらに準ずる者
2	学生・生徒	1 人 1 泊 460 円	大学・高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者
3	勤労青年	1 人 1 泊 460 円	勤労に従事し、団体活動に取り組んでいる満 26 才未満の者
4	指導者	1 人 1 泊 460 円	「区分 1、2、3」に該当する者を有する団体における指導者
5	一 般	1 人 1 泊 770 円	
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日帰りの場合は、半額とする。 ・「団体活動」とは青少年の健全育成のための活動を指す。 ・食事代は通常朝昼夕の 3 食で 1,850 円 (高齢者や幼児については、食費を変更できる場合があります。) ・シーツ代一式 180 円 			

5 申込開始日・期限、申込み先、申込み方法

(1) 申込開始日・期限

	区 分	申込開始日	申込期限
1	義務教育諸学校 高等学校 幼稚園 保育園 こども園	平成 30 年 4 月 12 日(木)	【第 1 次申込期限】 平成 30 年 5 月 31 日(木) ※第 1 次申込期限以降は、 利用日の 1 か月前まで
2	少年団体・大学 家族等 (10 人以上)	平成 31 年 1 月 7 日(月) 午前 10 時から電話受付 (申込み順)	利用日の 1 か月前まで
3	静岡県教育委員会が 許可する団体	平成 31 年 1 月 7 日(月) 午前 10 時から電話受付 (申込み順)	利用日の 1 か月前まで

(2) 申込み先

郵便番号 431-2201
住 所 静岡県浜松市北区引佐町東久留女木字観音山
施 設 名 静岡県立観音山少年自然の家
電 話 053-545-0111
F A X 053-545-0363

(3) 申込み方法

- ① 義務教育諸学校・幼稚園・保育園・こども園・高等学校の場合
別添平成31年度利用申込書の該当事項を記入し、郵送またはFAXにて
申し込んでください。
- ② 少年団体等の場合
電話による申込み後、申込書を郵送またはFAXにて申し込んでください。
※利用申込書は、観音山少年自然の家ホームページからダウンロードできます。

6 申込みから決定まで

(1) 義務教育諸学校・幼稚園・保育園・こども園・高等学校の場合

① 利用案内送付	平成30年3月末まで
② 第1次申込期限	平成30年5月31日(木)
③ 電話での利用日の相談調整	平成30年6月～
④ 「利用日のお知らせ」発送	平成30年7月中旬

※希望外の利用日の決定につきましては、事前に相談・調整をさせていただきます。
※第1次申込期限以降は、利用日の1か月前まで受け付けます。

(2) 少年団体等一般団体の場合

① 申込開始(電話受付)	平成31年1月7日(月) 10時から
② 「利用申込書」提出	申込み団体から自然の家へ
③ 「利用日のお知らせ」発送	

※利用日の1か月前まで受け付けます。

7 利用できない団体

○公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる団体。

- ・静岡県暴力団排除条例(平成23年条例第25条)第2条第1号に掲げる暴力団及び同条第3号に掲げる暴力団員等が使用する場合。
- ・わいせつ文書、図画その他の物の頒布、販売、陳列もしくはわいせつ行為、又はとばく行為を行うおそれがある場合。
- ・不正、詐欺的な為を行うおそれがある場合。

8 その他

- ・本所の御利用を第1希望に考えている団体の方は、お申し込みください。
- ・本所からの「利用日のお知らせ」の発送をもって、利用日の正式決定となります。
- ・利用日の変更やキャンセルが生じた場合は、速やかに連絡してください。
- ・御不明な点がある場合は、観音山少年自然の家まで問い合わせてください。

担 当 事業班 鈴木智博
電 話 053-545-0111
F A X 053-545-0363